動物公園遊具制作設置委託　要求水準書

１　要求水準書の意義

本要求水準書は、「動物公園遊具制作設置委託」に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める企画提案の前提条件とする要求水準等を示すものです。

プロポーザル参加者は、この要求水準書に記載されている「要求水準」を満たした上で、この事業に関する提案を行うことができます。

また、このプロポーザルにより本委託を受けることとなった者は、委託期間にわたってこの要求水準を保持しなければなりません。

２　委託概要

（１）委託名

動物公園遊具制作設置委託

（２）委託内容

①　遊具制作一式

カンガルー展示場前とフクロテナガザル展示場前に、子どもが遊びながら各展示動物及びその周辺に飼育されている動物の行動や特徴を体感できる遊具を設計及び制作してください。動物のことをより深く知る機会を創出するとともに、来園者の満足度や集客力を高めるため、話題性があり他の施設にはないオリジナルの製品を期待しています。

なお、遊具設計では、ご提案いただいたデザイン案をもとに受託者と市で協議を行い、適宜修正を加えたうえで、制作していただきます。協議は原則として動物公園管理事務所で実施します。回数は最低２回を見込んでおり、遊具のデザイン案を作成した技術者の出席を求めます。

②　遊具設置２か所

カンガルー展示場前とフクロテナガザル展示場前に①で設計・制作した遊具を設置してください。設置にあたって、安全領域内に樹木等の支障物がある場合は、市との協議により撤去することができます。なお、撤去に係る費用は委託料に含まれます。

遊具設置予定箇所は、園路上になることから、来園者の動線及び管理用車両の通行を考慮してください。なお、想定される管理用車両（パッカー車）の最大寸法は幅１８５ｃｍ、長さ５２２ｃｍです。

（３）設置場所

①　場所

千葉市動物公園内カンガルー展示場前、フクロテナガザル展示場前の２か所

（千葉市若葉区源町２８０番地）

②　面積

カンガルー展示場前　約４５㎡（幅３ｍ、長さ１５ｍ）

フクロテナガザル展示場前　約２００㎡（幅１０ｍ、長さ２０ｍ）

３　対象年齢

３歳～１２歳の範囲で提案者の考えにより定めることとします。

４　要求水準

（１）共通事項

① 遊具の素材は安全性及びメンテナンス性に優れたものとします。

② 転倒時や落下時の衝撃により遊具の利用者が負傷する危険性がある場合は、衝撃を吸収するため、安全マットやシートなどの衝撃吸収材を設置してください。

③ 遊具の色調やデザインは、周囲の風景との調和を図ってください。

④ 遊具の対象年齢、遊び方及び注意事項、動物の特徴などを記載したサインを適切に設置してください。

⑤ 遊具の構造や配置等については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版・平成２６年６月国土交通省）」及び「「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP:2014・一般社団法人日本公園施設業協会）」に準拠してください。なお、国の定める指針に従い独自に安全に係る基準を定めている事業者については、参加申込の際に基準等に係る資料を提出し、市の審査を受けることとします。

（２）カンガルー展示場前

① カンガルーのジャンプ力等を体感できる仕掛けを設けてください。カンガルーと人間の運動能力には大きな差があるため、他の動物を比較対象にするなど、子どもたちが飽きない工夫を施してください。

② 来園者の動線及び管理用車両の通路を確保してください。

③ 動線や遊具の安全領域の確保に支障となる場合は、フラミンゴ展示場側の手すり等を移設又は撤去してください。支障物の移設や撤去により来園者が植樹帯に入り込まないよう安全対策を講じて下さい。なお、移設や撤去に係る費用は、委託料に含みます。

（３）フクロテナガザル展示場前

① フクロテナガザルのブラキエーション（腕渡り）や木登り等、サル類を中心に動物の行動や特徴を体感できる仕掛けを設けてください。サル類の特徴を効果的に表現するために他の動物を比較対象にするなどの工夫を加えていただいて構いません。

② 来園者の動線及び管理用車両の通路を確保してください。

③ 動線や遊具の安全領域の確保に支障となる場合は、アスファルトや樹木を撤去してください。なお、撤去に係る費用は、委託料に含みます。

（４）委託料の上限

１８，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）

５　企画提案項目

（１）テーマ

動物公園の特徴や課題を整理し、民間事業者ならではの発想で話題性や集客力の向上に繋がるテーマを設定してください。

（２）遊具の機能に関する項目

①　遊具の構成

上記「４　要求水準」に基づき、動物の行動や特徴が遊具の機能に反映できているかを審査します。動物の行動や特徴を理解して遊具の機能に落とし込めているか、デザインに配慮しながら複数の特徴を盛り込めているかを判断基準とします。

②　子どもの好奇心の刺激

娯楽性や子どもの発育に配慮し、好奇心を刺激する工夫がなされているかを審査します。例えばカンガルーと子どもの運動能力には大きな乖離があるため、他の動物を比較対象に加えるなど、子どもでも乗り越えられるような目標を達成することが必要です。発育に応じて達成感が味わえるなど子どもを飽きさせない工夫が施されているかを判断基準とします。

（３）遊具のデザインに関する項目

①　遊具の視覚的表現

遊びながら動物の行動や特徴を目で見て理解できるようなデザインになっているかを審査します。どの動物の行動や特徴を反映した遊具なのか、サインまたは遊具自体に視覚的に表現されているかを判断基準とします。構造物が多くなることで維持管理のコストが増加するため、できるだけ看板に頼らない工夫を求めます。

②　周囲の景観への配慮

動物公園はあくまで動物が主役であることから、周囲の風景に溶け込み、動物の観察の妨げにならないような配慮がなされているかを審査します。

（４）維持管理に関する事項

①　耐久性への配慮

耐久性の高い材料を採用するなど、耐用年数を伸ばし、コスト縮減に繋がる工夫がなされているかを審査します。

②　メンテナンスへの配慮

補修や部材交換の際に、迅速かつ容易に対応できる材料を採用するなど、メンテナンスの手間を低減させる工夫がなされているかを審査します。

（５）安全性に関する事項

動物公園の特徴として、幅広い年齢層の子どもの利用が想定されることから、そのような状況下で安全性が確保できるように遊具の構成やゾーニングが工夫されているかを審査します。未就学児と小学生が混在して利用する中でも安全が確保できるように配慮されているか、または年齢層を分けてゾーニングを設定しているかを判断基準と

します。

（６）実現性に関する事項

① 現場条件を踏まえた詳細な作業スケジュールの作成

動物公園の開園状況、提案エリア内の支障物などを考慮し、実現性のある詳細な作業スケジュールが提示されているかを審査します。

② 技術力の有無

提案内容を実現できるだけの同種業務の実績や技術力を有しているかを審査します。同種業務については、オリジナルの遊具を制作・設置した実績を複数有しているか、また技術力については、（一社）日本公園施設業協会が認定している公園施設製品安全管理士の有資格者を複数人抱えているかなどを判断基準とします。

（７）その他

子どもを遊ばせながら親が休憩できる施設を配置するなど、見積限度額の範囲内で話題性や来園者の便益に繋がる独自の提案について、その内容を審査します。

（８）見積額

内訳書の内容が詳細に示され、見積内容が具体的に把握できるとともに、提案内容と照らして見積額が妥当であるかを審査します。

６　業務実施の条件

（１）履行期間

契約締結日から令和２年３月２５日まで

（２）設置作業における配慮事項

開園時間は９時３０分から１６時３０分です。休園日は水曜日です。車両の通行は、原則管理用通路を使用することとし、開園前、閉園後、休園日のみ園路の通行を認めます。

７　参考資料

（１）平面図（別紙１）

（２）現況写真（別紙２）

（３）飼育動物一覧

https://www.city.chiba.jp/zoo/zone/animal-top.html